

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷四十二第

行發日一月五年二和昭

## 論叢

分配論の性質

九州帝國大學 教授 文學博士

高田 保馬

中世の港

教授 文學博士

三浦 周行

勤勉獎勵目的の課税

教授 法學博士

神戶 正雄

純粹國家

助教授 法學士

作田 莊一

## 說苑

ロツシャーとヘーゲル哲學

講師 文學博士

米田 庄太郎

ブルゲン氏の諸社會主義評論

教授 法學博士

田鳥 錦治

琉球最後の王朝とヘルリ提督

教授 法學博士

山本 美越乃

## 雜錄

指數の形式と指數の目的

助教授 經濟學士

蜷川 虎三

比較性なき統計的計數

經濟學士

菊田 太郎

## 法令

銀行法・震災手形損失補償公債法・震災手形差後處理法・兌換銀行券整理法・公益質屋法・海外移住組合法・輸出絹織物取締法

(裝 幀 費)

誤れる植民政  
略の畸形兒

## 琉球とペルリ提督

山本美越乃

嘉永元年尙泰六歳にして王位を嗣ぎしが、先例に遵ひ我が國へは翌年謝恩使を送りしも、支那の冊封使の渡來して尙泰を琉球國中山王に封じたのは、承位後十九年を経過した慶應二年であつた、此く長日月の間冊封の禮の行はれなかつたことは前例の無い所であるが、恰も當時琉球の國情は國王未だ幼少なるに、内外に對する政務亦前例無き程多事多端であつた爲めに、終に其の機會を得なかつたものであらう、試みに對外關係に就て觀察しても、文政年間に和蘭船の琉球に渡來してより以來、英船・佛船等相續て來航し、尙泰の時に至りては嘉永六年に水師提督ペルリの率ひたる米艦の渡來するさへあり、彼等の眞の目的は那邊に存したるや、植民的領土熱の最も旺盛なりし當時の歐洲諸國の實情よりせば、其の意圖を察し得ざるにあらざるも、今は姑く斯かる推斷を避け、彼等自ら言明せる所に據れば、通商交通の目的を以て渡來したものであると稱して居つた。

併し既に述べたるが如く琉球は大洋中の一小島國であつて、何等通商貿易の目的物となるべき

貨物を産しないと云ふ理由を以て拒絶し來つたのであるが、嘉永六年即ち尙泰の王位を嗣ぎしより僅に數年後に、ペルリは軍艦を率ひて琉球に來り、彼は到着後海陸二組の探險隊を組織して沿岸の測量及び島内の調査を爲さしめ、自らは別に一隊を率ひて首里城に赴き直接攝政と面談を遂げた、此くして留まること數日、艦船の一部を残して同年六月初旬小笠原島に向つて出發したが、同月下旬再び那覇に歸り、更に七月初旬には浦賀に向ひ、同月末に又那覇に歸航した、此の如く當時の琉球は恰も米國艦隊の根據地たるが如き觀があつて、ペルリは此處に其の艦船の一部を止めて浦賀條約締結の準備を爲した、彼が琉球に對して如何なる考へを持つて居つたかと思ふ事に就ては、自ら本國の海軍卿に提出した意見書中に「目下日清兩國に於て主權の論争中に在る琉球にても重なる港を開かしむる覺悟なり、之は管に公德上正當なるのみならず、世界の公用より見るも至當のことなり、琉球は今や薩藩の下に在りて人民は苛酷なる壓制に苦めり、故に彼等に對し正義と親切とを以てすれば必ず我に信服すべきなり、日本政府も亦合衆國の害意なきを知らば我を友邦と認むるに足るべし云々」<sup>1)</sup>と述べて居るのを以ても、其の一端を窺ふことが出来る、琉球に於ては最初はペルリの要求を拒絶したが、數回談判を重ねたる後終に之を承諾するの止むなきに至り、安政元年六月其の要求を容れて條約文を交換することゝなつた、當時の光景に就ては、鈴木文學士抄譯『ペルリ提督日本遠征記』(之は有名なる "United States Japan Expedition")

1) 『沖繩一千年史』一四七頁。

by Com. M. C. Perry, 1896, 3 vols. 中の第一巻を抄譯したものである)中に次の如くに記されて居る。

提督は日本に於て比較的的成功せるより琉球に於ても夫れに劣らざる成功を確信して居つた、此くして彼は早速攝政に會見を求めたが、先づ以て要件を攝政に知らしめ置くを得策と考へ、アダムス參謀長に支那語の通譯ウキリアムを附けて那覇の里主及び役人等に三の要件を開陳せしめた、其の(第一)は家屋の借受け家賃の割合並に支拂方法に關する事で、即ち石炭貯藏庫として六百噸を容るゝに足る家屋を要する故其の建築を許すか、若くは琉球政府の費用を以て建築し夫れに對しては相當の家賃を支拂ふ故、何れか一方を承諾する事、(第二)は自今米國民に對して間諜を附する様のことなき事、若し強て間諜を附する時は如何なる變事が起らぬとも限らぬ、其の場合には責任は琉球に在る事、(第三)は市場に於て物品賣買の自由を許し、軍艦の需要品購入の途を開く事等であつた、之に對して琉球側では提督と會見の際、(第二)の要求は容れるが、(第一)の要求は琉球の頗る困る所であり、又(第三)の要求は元來賣買は人民の自由なるを以て、攝政に於て之を如何ともすることは出来ぬとの理由の下に體よく拒絶せんとした、そこで提督は吾々の要求は公平で決して無理なるものではない、諸國民も同意し日本よりも同意を得んとして居ること以上の事を琉球に求めるものではない、故に要求全體に對して満足なる回答を翌日正午迄に與

へられぬ場合には、兵士を上陸せしめて首里の宮殿を占領する旨を宣言して退出した、事態此の如くなりしを以て琉球側に於ても終に讓歩して要求全部に應ずるの止むなきこととなり、石炭庫に就ては琉球人の手に於て建築の準備が整ひ、家賃は一月十弗と定められ、市場に關しては婦人が外國人と直接賣買するを嫌ふ所より、双方互に讓歩して那覇公館に賣店を開き、國內の産物を陳列して求めに應じ賣らしむることゝなつた、斯くして第一回のバザアは艦隊の出發前僅の時間を利用して開かれたが、琉球の産物としては椀・盆・小箱類・芭蕉布・木綿・絹帶地・草履・留針・扇子・漬物・煙草・煙草入等が陳列せられた、提督は島民と米人との間に成立しかつた好情を永く持續せんとせば、始終軍艦を碇泊せしめ置く必要ありと認め、プリマス號を那覇に残して香港に向つて解纜した。

ペルリが此く強硬なる態度を以て琉球王廳に其の要求を強制し、之に對しては殆ど是非の論議を許さなかつた理由は何にあるかと云ふ事を考ふるに、ペルリの目的は日本又は日本近海に於て適當の避難港及び食料炭水等の供給所を獲んとするにあつたもので、更に時宜に依りては英國の東洋方面に於ける植民的活動に對抗して自國も亦近東に其の活動の根據地を得、彼等の所謂正義人道の美名の下に實は一種の帝國主義を實行せんとし、其の目的の爲めに琉球・小笠原島等を探查し又我が國にも來たものである、而して當時の我が國情は又彼等に最も良き口實を與へたので

1) Com. m. C. Perry, United States Japan Expedition, vol. I, chap. XV.  
鈴木周作氏抄譯『ペルリ提督日本遠征記』一四四乃至一五六頁參照。

あつて、即ち從來北太平洋方面に於て行はれた捕鯨業は次第に北太平洋方面に移り、其の好況時代には一ケ年に一千五百萬弗以上の米國の資本が之に投せられ、又其の従業者の數に於ても一萬人を下らぬと云ふ有様で、自然是等の捕鯨船中には日本の近海に於て遭難し、或は又食料炭水等の缺乏を感じる者を生せしむるに至つた。然るに鎖國日本の當時の状態に於ては外國の船舶が假令近海に於て遭難するも日本の港灣には入るを許さず、又難破船員等の漂着するあるも之を虐待して顧みないと言ふ有様で、現に一八四六年に二隻の捕鯨船が日本近海に於て難破した時、其の水夫等が虐待せられたと云ふ故を以て、米國政府は日本は文明國の負ふべき責任を盡くさない、或國民が天災の爲めに其の海岸に漂着した他國民を取扱ふ上に於て非文明的の態度に出づるならば、斯かる國民は之を人類共同の敵と看做さねばならぬと宣言したることさへあつた、故に米國にとりては斯かる状態にして依然として存続せんか、啻に捕鯨業のみならず通商交通其の他一切の太平洋上に於ける活躍に少からざる危険と不安を感じざるを得ない所から、此の問題解決の鍵を恰も海軍出身にして熱烈なる帝國主義者であつたベルリに托したものである。

併しベルリも初めは其の使命を全ふし得るや否やに就ては幾分疑ひを有し、萬一失敗に終りたる場合には如何にすべきかと云ふ第二案を胸中に畫いて遠征の途に上つた、其の所謂第二案の目標となつたものが即ち琉球で、日本との談判が都合好く運ばない時は、琉球を占領して太平洋上

に於ける米國の根據地となさうと云ふのがベルリの腹案であつた爲めに、琉球に對しては最初より頗る強壓的なる態度を以て臨み、前述の如くに毫も考慮の餘地を與へなかつた、此の事は彼が一八五二年十二月十四日附を以て遠征の途中マデイラ (Madaira) より本國海軍省に送つた左の書簡を以ても之を知ることが出来る。

『合衆國出發以來本官は日本行の結果如何に付一層考慮する閑を得申候、斯かる不思議なる政府をして實行し得べき協商を遂げしむることに成功するや否やに關しては胸中尙ほ幾分の疑ひ有之候も、結局問題たる大目的を達し得らるべしと自信罷在候、豫備的且つ容易に成就し得べき手段としては、我が捕鯨船其の他の船舶の避難及び供給の爲めに一港又は數港を直ちに獲得するの要有之候、而して若し日本政府が本土に於て斯かる港を與ふることを拒み、武力と流血に依る外之を占領するの途なき時は、艦隊は良港を有し且つ物資の供給を得るの便ある日本の南方の一二の島嶼に根據地を設くること第一に望ましく且つ必要と存じ候、……琉球群島 (Lew Chew group) を稱する島嶼は數百年前日本に依りて征服せられ其の屬領となりたりと稱せらるゝも、是等の島嶼の實際の主權に付きては支那政府に依りて争はれ居り候、……我が戰艦の碇泊地並に諸國の商船の安全地として該島嶼の主要なる港を占領することは、道徳法の最も嚴密なる法則に照らして正當なる方法たるのみならず、又必要の諸法則に照らすも正當な

るものと考へられ候、而して土着民の状態を改善すべき結果よりせば此の議論は一層有力ならんかと存じ申候、——假令文明に伴ふ害悪はありとしてみても、……我が海上權の大敵たる英國の東方に於ける占領地と其の防備ある港灣の急速且つ不斷の増加とを見る時は、我が國に於ても敏活なる方法に出づるの必要を感じ申候、世界の地圖を繕けば大英國は既に東印度及び支那海殊に後者に於て最も重要なる地點を占領致し居ることは明かに候、……幸にも日本並に太平洋上の多くの他の島嶼は未だ此の不當なる政府の手を觸るゝ所となり居らず、而して彼等の或ものは將來合衆國にとりて頗る重要となるべき通商の要路に横たはるを以て、相當數の避難港を獲得すべき積極的方法を採用する時機を逸すべからずと存じ候、……」<sup>1)</sup>

而してペルリの此の書簡に對して内務卿エグレットよりの回答の一部は次の如くであつた。  
 『十二月十四日附の貴翰は海軍卿より本省に移牒せられ、本官より大統領に提出致し候、大統領は貴官の率ゆる遠征隊の安全の必要上便利なる避難港を得たしとの切なる貴意に同意を表せられ候、貴官に於て若し武力に依るにあらずんば日本諸島内に之を獲ること能はずと思考されなば他の地方に於て之を求むること必要と存じ候、大統領は貴説の如く多分琉球諸島に於て此の目的を達し得べしとの意見に有之候、……』<sup>2)</sup>と。

然るにペルリを援けて東洋方面に斯かる帝國主義的領土擴張策を實行せしめんとしたるレバブ

1) W. S. Rossiter, "The First American Imperialist". ("The North American Review," vol. 182, pp. 244-245).

高橋作齋博士著『日米之新關係』二八乃至二九頁。

2) Rossiter 前掲論文, p. 245. 高橋博士 同前, 三〇頁。

リカン黨の大統領フエルモアースの後を承けてピアヌ大統領の任に就くや、彼はデモクラット黨の方針に遵ひ從來の政策を改めた爲めに、ペルリの提案も自然本國政府に於ては之を重大視しなくなつた、併しペルリは飽迄其の所信を斷行せんとして、翌年六月二十五日那覇より更に海軍卿に送りし書簡中にも、琉球及び小笠原島の占領に言及して次の如くに述べて居る。

「本官は巡航の當初より郵船航路の聯絡地若くは適當なる停留地として並に碇泊の一般の便宜の爲めに目下碇泊せる港（琉球那覇）及び小笠原諸島の主なる港灣に斷えず注意し來り候、（中略）本官は此の書簡に於て小笠原諸島の詳細を悉くすこと能はず候も、ロイド港は貯炭所並に汽船の停留所に最も適せることを申上ぐれば充分に候、其の地理上の位置はサンドウキツチ島より上海又は香港に到る航路に便なる所に有之候、……若し本省にして合衆國の名に於て該島を占領せんとする希望あらば、本官は之を占領し且つ之を保有せんが爲めに最善の方法を講すべく候、……琉球は日本の直接且つ價值ある屬領に有之候も吾人は現在の目的に向つて必要なる總ての支配權を現今と雖も同島上に有し居り候、……」と。

之に對して米國政府は合衆國の信用を傷けず、又日本に害を及ぼさずして平和的の協商に依りて其の目的を達し得ば兎に角、之が爲めに武力を用ゆるが如きことは不可なる旨を傳へ、前大統領の當時必要な場合には軍艦を増派すべき默契ありしを種々の理由の下に拒否した、ペルリは

此の新大統領の下に於ける政府の方針には頗る不滿であつたように思はるゝことは、一八五三年

九月二日附本國政府への彼の書簡中に、『訓令に變更ありて本官畢生の此の大目的を轉せしむるこ

となきを信じ申候、本官は前政府殊にウエプスター氏より此の責任ある職務に付單獨に行動すべ

きことの保障を得申候、……此の任務は全く海軍的にして海軍の手段に依りて處理せらるべき

ものなるが故に、成功を得んごせば我が全軍の自由且つ他より何等の制限を受くることなき指揮

を絶對に必要と致し候、普通の外交上の諸規則を守るも是等の伶俐にして狡猾なる人民には毫も

效果無之候』と言ひ、又同年十二月二十四日附の書簡には、『……本官が佳麗なる琉球島の官憲

及び人民に對して既に獲得したる勢力を繼續せしむる方針に付訓令を仰ぎ度候、……本省に於

ては十二世紀以來王統連綿たる此の日本の屬領が政治上の奴隸たる状態に在りて、我が國の如き

政府の有力なる勢力及び保護を之に加ふることは一の功德たるべきを報せば、定めし一驚を喫せ

らるべく候、合衆國が遠からずして西大陸の領域外に其の領土的管轄權を擴張するの必要あるこ

とは順序上自明の事に有之候、本官は東洋に於ける我が海上權の支持に積極的に必要な手段と

して、地球の此の方面に立脚地を設くるの便なることを責任を以て申進め候』と言ひ、一八五四

年一月二十五日附の書簡には、『……特別の訓令なき場合には本官自ら責任を負ひて自己の最良

1) Rossiter 前掲論文, p. 248. 高橋博士 同前, 三七頁。  
 2) Rossiter 前掲論文, p. 249. 高橋博士 同前, 三九頁。

して協商を拒むか又は我が商船及び捕鯨船の爲めに碇泊港を與ふことを拒む時は、米國民に  
加へられたる侮辱及び損害の報償を理由として日本帝國の屬領たる此の大琉球島を米國國旗の  
監視の下に置き、我が政府が本官の處置を認むるか認めざるか其の決定の明かなるに至る迄斯かる  
制限の下に之を保有すべき所存に候、……此の島の官憲又は人民は決して之を苦しめ又は之に  
干涉を加へ申す間敷、又自衛の場合の外は決して武力を用ひ間敷候、實際吾人は既に此の島に於  
て總ての必要なる勢力を得居り候、此の勢力は親切と彼等の間に行はる、法律習慣等に干涉せざ  
ることに依りて得られたるものに候、……』と述べて居る。

以上のペルリの書簡に據りて見れば、彼は日本の或地點に於てか若くは琉球及び小笠原島に於  
て通商交通の根據地即ち所謂根據地を獲んことに焦慮したるは明かであつて、此の僞らざる  
告白に注意することなくして、彼を一も二もなく平和の天使の如くに盲信するならば、夫れは却  
て地下に於ける彼れの迷惑とする所であらう、若しレバブリカン黨の内閣にして更に長く持續せ  
ば、恐くはペルリの帝國主義的領土擴張策は事實となりて現はれ、少くとも琉球及び小笠原島の  
一部には今日と雖も星條旗の翻るのを見たかも知れぬ、然るに幸にもデモクラット黨内閣の出現  
の爲めに彼れの帝國主義的計畫は一頓挫を來たし、琉球及び小笠原島民も漸くにして虎口を脱す  
ることを得た、即ち前掲一月二十五日附のペルリの書簡に對し、同年五月三十日合衆國海軍卿ド

1) Rossiter 前掲論文, p. 250. 高橋博士 同前, 四〇乃至四一頁。

ツピンの發したる回答文に據れば、

「……………若し日本政府にして協商を拒むか又は我が商船及び捕鯨船の爲めに碇泊港を與ふることを拒む時は、米國市民に加へられたる侮辱及び損害の報償を理由として琉球諸島の一を保有すべしとの貴官の建言は實に意外とする所に有之候、該問題は之を大統領に提出致し候所、大統領は該建言を提起せしむるに至れる愛國的動機は深く之を多とせらるゝも、特に目下存在せるより以上の緊要且つ有力なる理由あるにあらざれば、議會の承認なくして斯かる遠隔の地方に一島を占領し之を保有することには不賛成に候、若し將來抵抗起り其の安全を脅やかさるゝが如き場合には、一度占領したる島を放棄することは寧ろ恥辱にして、又之を保有せんが爲めに其の地に軍隊を置くことは不便且つ多額の經費を要し可申候、貴官の建議せられたるが如き方法に依る事變の起らざることを希望し、又貴官の熟練愼慮及び良判斷は強迫的手段に依らずして日本人の無智頑迷を打破し得べしと信じ、貴簡に示されたるが如き島地占領の舉に出でざることを良策と考へ申候」

とある。此の本國政府の訓令に依りペルリも終に琉球の占領は之を斷念せざるを得ざることゝなつたが、當時東洋方面に其の鵬翼を張れる英國の勢力に對抗して、合衆國の太平洋上に於ける利益を保護せんと欲せば、少くとも船舶の避難・修理及び食料・炭水等の供給の便を受け得べき倭交

1) Rossiter 前掲論文, p. 252. 高橋博士 同前, 四五頁。  
大藏省寫本『米國ペルリ氏往復書翰』(本學圖書館藏)。

條約は之を締結するの必要あるを認め、占領に代へて琉球と是等の條約を結ぶことゝなつた、其の内容は貨物の賣買・船舶の避難・裁判の管轄權・墳墓問題・水内案内・炭水の供給等の事項に亘り、相當詳密なるものであつたと稱せられて居る、既に一度米國と條約を締結することを承諾した以上は、同一の希望を以て先きに來れる他の諸國に對して之を拒むことを得ないのは當然で、遂に安政二年には佛國と、又同五年には和蘭と條約を締結するに至つた、而して琉球と是等の諸國との條約は其の後明治五年に外務省に引繼がれた。

既に述べたるが如く政治上に於ては薩摩に隸屬して植民的保護地たる關係に立ち、經濟上に於ては支那に依屬して辛ふじて其の地位を維持しつゝ、ありし琉球が、自ら單獨的に諸外國と條約を締結する事夫れ自體が既に大なる變態である、故にベルリの諸種の要求に對して琉球の官人等が言を左右に托して容易に承諾を與へなかつたのは無理からの事で、上に國王を戴くも政治上の問題に付ては飽迄薩摩の意嚮を察するの必要があり、(嘉永年間以來外國船の琉球に來るもの多きを聞ける薩摩の藩主は、藩士中より數十名の者を選びて琉球に遣はし、交代に那覇に駐在を命じ、其の中より二名を琉球人に扮装せしめ、西洋人との應接には必ず同座して其の事情を探らしめ、又別に兵を大島に配置して萬一の變に備へしめたが、幕府が各國と條約を締結するに至りて始めて之を解いたと云ふ程、薩摩の監視は嚴重であつた)、又經濟上の問題に付ては支那との關係を

も考慮中に置かねばならぬ地位に在りし琉球としては、ペルリ等の考ふるが如くに簡単に諾否の回答を與へ得なかつたことは當然であつて、加ふるに國王尙秦は尙は幼沖であり、攝政を置いて其の政務に當らしめたる時代なるを以て、強壓的なペルリの外交談判が如何に琉球人を苦しめたかと云ふ事は察するに餘りがある、ペルリは其の『遠征記』中に吞氣にして因循姑息な策略を用ゆる琉球人とか、琉球の首鼠兩端主義とか、虚構・術數・東洋風の陰險なる外交的小策を弄する琉球政府と云ふが如き侮蔑的の語句を用ひて琉球人の態度を非難し嘲笑して居るが、當時の琉球の爲政者の立場としては、假りに地を代へて米人をして其の局に當らしめても恐らくあれ以上の事は爲し得なかつたであらう。

以上は尙秦が王位を嗣ぐと間も無く直面した所の外患問題であつて、一步を誤れば琉球は米人自ら稱する最初の帝國主義者（“The First American Imperialist”）ペルリの辣腕に依りて合衆國の植民的地域に加へらるゝ所であつた、然るに圖らずも本國に於ける政變の爲めにペルリの計畫は終に實現せられなかつたことは、獨り琉球の爲めのみならず、米國自身の傳統的の名譽を維持する爲めにも亦幸であつた。

尙秦の治世は嘗に外患に因りて災せられたばかりでなく、又内憂に因りても少からず災せられた、殊に政争に原因せる疑獄事件の如きものをさへ發生せしむるに至り、内政上に於ても頗る多

難の時代に遭遇した爲めに、安政六年尙泰十七歳の時綱紀の肅整を計り、攝政に其の旨を諭して廣く之を一般に傳へしめた、「教條六款」なるものは即ち是れで、其の文に曰く、

人君たる者上に居り下を取し行ふ所の政事日々多し、國老より諸士に至る迄常に赤心を以て政務を補佐すべし、然るに近頃人心頹敗し余之を憂ふること切なり、仍て爰に教條六款を開陳して衆庶の心得を示さんとす。

(一)、凡そ臣士たる者貴となく賤となく皆累世の臣たるを以て、克く己れの職責を明かにし忠誠を盡くすべし、況んや政務の樞機に參する者は世人の模範となるものなれば常に私情を去り公務を辨すべし。

(二)、讀書は専ら身を修むるを以て本とするものなれば、必ず經傳を明めて之を實行し、餘力あれば國家有用の藝術文學を學び、決して名利の學を好むこと勿れ。

(三)、人々華奢を好めば管に財を蕩盡し家を傾くるのみならず、俗を妨げ民を害するものなれば、常に宜しく節儉を守り燕飲遊歡の樂を爲すこと勿れ。

(四)、凡そ官位の高下は人才の賢否に依るものなれば、常に身を持すること正しく苟も權門に入り推舉を求むること勿れ。

(五)、人々邪説を唱へ國政を譏り或は流言を放ち官民を誣害すれば郷黨に容れられざるべし、痛

く反省を促すを要す。

(六) 農民は實に國家の本なり、苟も人に長たる者能く此の心を存し國の基礎を堅くすべし、近頃聞く諸間切<sup>まきれ</sup>教養<sup>きようよう</sup>普からず民憔悴すと、余深く之を憂ふ、凡そ采地を授けらるゝ者は能く愛民の實を擧ぐべし。<sup>1)</sup>

と、之に由りて觀るも當時の弊風及び人心の傾向の一斑を窺ふことが出来る。

此の如く内治外交上幾多の錯綜せる難問題に蓬着したるのみならず、從來政治上隸屬關係を有した日本にも、經濟上依屬し來つた支那にも、時世の變遷と共に急激なる變化の起つた事は、終に琉球自身をして過去に於けるが如き不即不離の曖昧なる態度を持続せしむることを困難ならしめ、何れかの方向に活くべき路を拓き、之に依りて國運の基礎を安泰ならしむる方針を採らねばならぬ必要を生せしむるに至つた。

1) 『沖繩一千年史』六四六乃至六四七頁。